



慶応4年・明治元年(1868)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|---|---|------------------------|
| 5 | | 1 箱館裁判所開庁(7.17、箱館府と改称) |
| 8 | <p>・佐賀藩などが蝦夷地開拓(分領)を出願する。</p>  <p>【佐賀藩からの開拓出願書類】</p> | |
| 9 | | 8 明治と改元、一世一元の制 |

明治2年(1869)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|---|
| 5 | | 18 五稜郭の榎本軍降伏、箱館戦争終結 |
| 6 | | 17 版籍奉還 |
| 7 | | 8 官制改革(二官六省の制)、開拓使設置 |
| 8 | <p>15 釧路国釧路郡の名称が定められる。</p> <p>17 佐賀藩が釧路国の厚岸、釧路、川上三郡支配を命ぜられる。</p>  <p>『使省藩士族寺院管轄図』 (佐賀藩管轄図)</p> | <p>15 蝦夷を北海道と改称、11ヶ国86郡画定</p> <p>・諸藩・省・士族・寺院等に北海道の分領支配を委託(根室・札幌等は開拓使直轄)</p> |
| 9 | <p>14 白糠・足寄・阿寒3郡が兵部省の支配地となる。(翌3年5月、福山藩支配となる)</p> | 28 開拓使、場所請負制度廃止を布達(10.29、漁場持と改称して当分従前どおりの布達) |
| 10 | | ・根室開拓史出張所開設 |
| (この年) | | (この年) |
| | <p>・佐野孫右衛門が駆通取扱人として人馬継立、荷駄送、海上輸送を一手に任せられる。</p> | |


明治3年(1870)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|--------------------------|
| 2 | ・ 佐賀藩が、漁場持の厚岸・榊富右衛門と釧路・佐野孫右衛門に対し、漁場1ヶ所につき移民5戸の召募を諭達する。 | |
| 3 | 12 会所の名称を廃し、本陣と称する。 | |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 阿寒郡と白糠郡が福山藩の支配地となる。 ・ 漁場持佐野孫右衛門が174戸・637人の移住者を渡島・青森・秋田より招募し、知人・弁天ヶ浜から仙鳳趾へ至る海岸に定住させたと佐賀藩に報告する。 <div style="text-align: center;">  <p>【四代目佐野孫右衛門(喜代作)】</p> </div> | |
| 9 | | 19 政府、平民に苗字使用許可 |
| (この年) | | (この年) |
| | | ・ 榊富右衛門、厚岸・浜中に移民61戸・163人 |

明治4年(1871)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|---|
| 5 | | ・ 札幌に開拓使庁設置、函館・根室開拓使出張所を出張開拓使庁と改称 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 阿寒郡、白糠郡が開拓使の管轄下に入る。 ・ 佐野孫右衛門が漁場経営不振等のために経済的破綻をきたし、漁場持を辞退して函館へ退去する。この後、佐賀藩が直掬を行なう。(肝煎:石川吉四郎、手代:豊嶋庄作) | |
| 7 | ・ 佐賀藩が困窮漁民へ米・塩・味噌等の貸付けを始める。 | 14 廃藩置県断行 |
| 8 | 10 佐賀藩の農工移民286名が釧路国(厚岸・浜中・釧路)に移住する。 ・ 分領支配廃止により、佐賀藩が釧路国の支配を罷免される。 | 20 開拓使、分領支配を廃止、全道を直轄 28 政府、穢多・非人の称を廃する布告 |
| 12 | | 19 根室・函館・札幌・宗谷・浦河・樺太に出張開拓使庁を設置、管轄国郡を画定 |
| (この年) | | (この年) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐野孫右衛門が米町に巾 4間、延長27丁の道路を開削する。 ・ 流氷害のため昆布が全滅する等、漁業生産がふるわず、佐野の移民事業が困難を窮める。 ・ 工部省が釧路オソツナイで石炭鉱を再開する。(分領罷免で中止) ・ 米町で小笠原儀蔵が飲食料理店兼貸付座敷を開業する。 | ・ 開拓使、札幌に農業試験場開設(通称:札幌官園、明治12年、札幌育種園と改称、偕楽園試験場とも呼ばれた) |

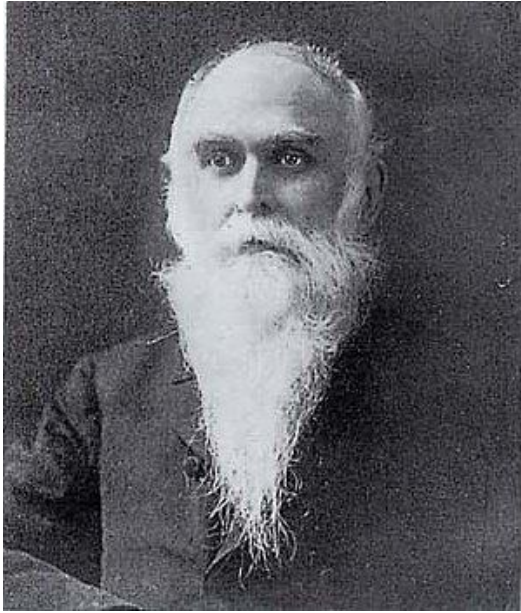
明治5年(1872)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|---|
| 2 | ・ 佐野孫右衛門が再び釧路郡漁場持に起用される。 | |
| 3 | <p>1 開拓使が伊万里県(旧佐賀藩)から厚岸・釧路・川上3郡、福山県(旧福山藩)から白糠・阿寒・足寄3郡を受け取る。</p> <p>15 釧路・白糠・阿寒・川上・足寄の5郡が、開拓使の釧路詰役人の管轄地域と定められる。</p> <p>20 根室出張開拓使庁管内の村名が定まり、イカリ・ヌサマイ・オダイト・オニップ・ウラリマイ・イヨロト・ハルトルを併せて釧路村と称する。</p> | |
| 4 | <p>15 伊万里県から厚岸・釧路両郡に移住した移民が根室出張開拓使に引き継がれる。</p> <p>28 佐野孫右衛門が、釧路・白糠郡戸長(川上・阿寒・足寄郡も兼ねて取扱)に任命される。(歳費20円給与)</p> <p>・ 阿寒郡のシタカラ・テンベツ・ソウシ、白糠郡のシラスカ・ショロの各村名が定まる。</p> |  <p>【佐野の戸長任命状(佐野家文書)】</p> |
| 5 | 26 伊万里県からの移民165人が札幌に移る。 | |
| 8 | | 3 学制発布 |
| 9 | 14 官立釧路病院と官立厚岸病院が開業する。(根室支庁管内で外に根室・別海・泊・振別・紗那・網走・浜中に官立病院が設置される) | 14 北海道開拓使庁を札幌本庁と改め、函館、根室、宗谷、浦河、樺太の5支庁設置 |
| 12 | | 3 太陽暦採用(この日を明治6年1月1日) |
| (この年) | | (この年) |
| | <p>・ 開拓使から山林原野を1人10万坪まで払下げて地券が渡され、10年間免税される。(既墾地は7ヶ年の免税とする)</p> <p>・ 桂恋の観音堂で、寺子屋が開かれる。</p> | ・ 壬申戸籍の編成開始 |


明治6年(1873)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|---------------------------|
| 1 | | 10 徴兵令公布 |
| 6 | | ・ 厚岸海関所開設(襟裳から千島まで管轄) |
| 7 | ・ 開拓使根室支庁厚岸出張所が開設され、釧路詰役所が同所釧路分局と改称される。 | |
| 10 | 6 厚岸郡紋静から釧路郡重瀾(チプランケウシ)まで3里8町(約12.7km)の新道が開削され、従前仙鳳趾に置かれていた通行屋が重瀾に移される。 | |
| (この年) | | (この年) |
| | ・ 開拓使の附属船で函館～根室の旅客、貨物の輸送が行われる。(明治15年の開拓使廃止まで続く) | ・ 主に西日本で徴兵令反対の騒擾56件、処罰者多数 |



明治7年(1874)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|-------------------------------------|
| 1 | | 17 板垣退助らが愛国公党を結成し、「民撰議院設立の建白書」提出 |
| 2 | | 1 佐賀の乱(～3.1) |
| 3 | 10 釧路詰開拓使役人の土屋久礼に阿寒・足寄・網尻の地理調査が命ぜられる。 | |
| 5 | 31 根室支庁が内塾規則を制定し、就学を奨励する。 .. 昆布価格が著しく下落し、根室支庁備金の中から釧路・根室漁業者に漁業資金を貸与(3ヶ年年賦)すると布達される。 | .. 開拓使、外務省と協議し北海道諸島沿海漁猟取締心得を公布 |
| 7 | 10 芸娼妓及び貸座敷規則が実施される。 | |
| 8 | 2 釧路川の渡船料が、1人に付き1銭、馬1匹に付き2銭とされる。 4 春鳥沼附近での石炭試堀が許可され、採炭が行なわれる。 13 ライマンが全道の鉱物資源調査で釧路に入る。(『オホツナイヨリ広尾及び根室ニ至ル』の報告書) | 2 黒田清隆、参議兼開拓長官に任命 |
| | <p>【ライマン】 全道の地質調査を行う中で、オホツナイ(岩見ヶ浜)周辺の炭質の優秀さを指摘した。</p>  | |
| 10 | | 29 津軽海峡海底電信線の敷設工事完了 30 屯田憲兵例則を制定 |
| 11 | .. 根室支庁がアイヌへの「オムシャ」(特別扶持・救済)を廃止し、一般国民対象の「賑恤規則」による救助を行なうとする。 | .. 三菱商会、東京～函館間の定期航路開設 |
| 12 | 1 釧路郵便役所が米町に開設される。(翌8年1月1日に米町郵便局と改称) | 12 開拓使、漁場・昆布場の自費新開分は5カ年免税を布達 |
| (この年) | | (この年) |
| | .. 筑前善次郎が雌阿寒丸・雄阿寒丸により函館～釧路間の貨物輸送を始める。 .. 天皇・皇后両陛下の写真が支庁に安置され、三大節当日に一般奉拝が許可される。 | |

明治8年(1875)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苫小牧を起点に浦河経由根室までの郵便路線が開設される。(郵便物の通送回数は月6往復) ・ 尺別郵便局が佐野孫右衛門を取扱人として開設される。 | |
| 3 | <p>9 開拓使発行の兌換証券と新紙幣との交換が実施される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根室支庁が天然痘予防規則を制定する。(以降年々春秋2期に種痘が実施される) ・ 根室支庁管内の各郡町村名称が片仮名から漢字に改められる。 | 20 東京―北海道間に電信開通 |
| 4 | <p>30 釧路国釧路郡に米町(コメマチ)、白糠郡に尺別村、阿寒郡に飽別村、足寄郡に足寄村・螺湾村の1町4村が増設される。</p> | 14 立憲政体樹立の詔発布 |
| 5 | | <p>7 樺太・千島交換条約調印</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1隊の屯田兵198戸・965人、琴似に入植 |
| 6 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開拓使、根室牧場を開設 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根室支庁厚岸出張所釧路分局が同所釧路派出所と改称される。 | 29 開拓使、仮学校を札幌に移転して札幌学校と改称(9.7 、開業式) |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今谷啓助が、春鳥の石炭を御用炭として扱うよう、4月に開拓使へ願い出たが、却下される。 | |
| 9 | | 20 江華島事件 |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根室支庁厚岸出張所釧路派出所が同所釧路分署と改称される。 | |
| (この年) | | (この年) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 永福法随(藤法隋)を住職とし、佐野孫右衛門によって後の聞名寺となる説教所が設けられ、その境内で寺子屋も開かれる。  <p style="text-align: center;">【聞名寺】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の小学校数24,225校に達す ・ 官備外国人527人(学術教師144、事務69、技師205、職工36、雑73人) |

明治9年(1876)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|--|
| 1 | 10 根室支庁がアイヌに移住・出稼ぎの自由化を布達する。 | |
| 2 | | 26 日朝修好条規(江華島条約)調印 |
| 3 | 13 漁場持制度が廃止されることになり、佐野孫右衛門が返上を願い出て許可される。 .. 松前正行寺の説教所(後の大成寺)が開設される。 | 28 廃刀令布告 |
| 4 | 19 鹿猟仮規則が根室支庁でも公布施行される。 | |
| 7 | 11 旧佐賀藩から釧路郡へ移住した漁民135名に貸し付けられた金品の返済が免除される。 19 根室支庁がアイヌに姓名を用いるよう布達する。 | |
| 8 | 20 鮭漁での「テス網」使用禁止を根室支庁が定める。 | 5 金禄公債証書発行条例制定 14 札幌農学校開校式挙行 |
| 9 | 8 釧路国が第24大区となり、釧路郡は第2小区で米町・釧路村・桂恋村・昆布森村・跡永賀村・仙鳳趾村、阿寒郡は第5小区で舌辛村・徹別村・蘇牛村・飽別村、白糠郡は第1小区で白糠村・庶路村・尺別村とされる。 | 8 開拓使、管内大小区画を定める 21 開拓使、漁場持制度を廃し、漁場・昆布場は出願者に割渡す旨を布達 |
| 10 | 20 佐野孫右衛門がアトサプリの硫黄鉱試堀を出願し、許可される。  【硫黄山の佐野事務所】 .. 内務省勸商局産業資金貸付金を得た武富善吉と笠野熊吉が半官半民の広業商会を設立し、北海道産昆布の流通が開拓使から同商会に委託される。  【函館の廣業商會本店】 | .. 神風連の乱(24日～)、秋月の乱(27日～)、萩の乱(28日～)など士族の反乱相次ぐ |
| 12 | | 28 北海道の地租、地価の100分の1と定める |
| (この年) | | (この年) |
| | | .. 地租・地価改定に関する農民騒擾26件 |


明治10年(1877)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|---|
| 2 | 19 根室支庁が新開の漁場・昆布場以外の営業出願を差し止める。 | 15 西南戦争開始 |
| 3 | 12 紗那・浜中・釧路の3分署が廃止される。 | |
| 4 | 14 根室支庁が釧路など11ヶ所に浦役場を設け、浦役人を配置する。 | |
| 8 | | 21 第1回内国勸業博覧会、上野公園で開催 |
| 12 | | 13 北海道地券発行条例制定 |
| (この年) | | (この年) |
| | <ul style="list-style-type: none"> 海産乾場の私有が認められ、漁業者独立自営の基礎が確立する。 広業商会が大蔵省勸業局の資金により漁民に資本金を貸与し、昆布場などが増加する。(釧路の昆布場は明治10年に96ヶ所、翌11年には175ヶ所) | <ul style="list-style-type: none"> 全道三角測量図完成 北海道各地にて罐詰伝習実施 コレラ、長崎・横浜から全国に蔓延、死者8,027名 |


明治11年(1878)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|---|
| 1 | 根室支庁が初めて区入費を賦課する。 | 7 道内初の新聞『函館新聞』創刊 |
| 2 | 根室支庁が漁業資本金貸与規則を制定する。 | |
| 3 | 26 根室支庁が従前無税の拾い昆布・煎海鼠・布海苔にも課税する。 | |
| 4 | 30 厚岸・釧路・白糠・尺別の駅逋保管馬が、厚岸・釧路・阿寒・川上郡のアイヌの希望者に、1頭3円で払い下げられる。 | |
| 5 | | 14 内務卿大久保利通、暗殺 |
| 6 | 28 仙鳳趾に駅逋所が設けられ、厚岸—仙鳳趾間は5里5町(約20km)、仙鳳趾—釧路間は9里12町(約37km)とされる。 【創刊間もない道内初の新聞『函館新聞』に掲載の「開拓使録事」】 |  1 東京株式取引所開業 5 開拓使、総代人選挙法及総代人心得布達 |
| 7 | | 22 「地方3新法」(郡区町村編成法、地方税規則、府県会規則)公布 |
| 8 | 永福法随(藤法隋)が米町の建物1棟を寄附し、有志の拠金によって仮教場が設けられる。(翌年9月、公立移管し日進学校となる) | 7 千島国得撫・新知・占守の3郡、札幌本庁から根室支庁に移管 |
| 9 | 郵便汽船三菱会社が函館—根室間の定期航路を開設する。 | |
| 10 | | 20 開拓使、鮭鱒の支川での漁一切禁止、本川でも曳網のみ許可と布達 |
| 11 | | 14 開拓使、アイヌの呼称を「旧土人」にと布告 |
| (この年) | | (この年) |
| | 佐野孫右衛門が硫黄搬出道路の開削に着手する。(明治13年竣工) | 札幌で鮭卵人工孵化を試行 |

明治12年(1879)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|--|
| 1 | 21 釧路郡官立病院が火災により焼失する。 | 22 開拓使札幌本庁が焼失 |
| 3 | 24 根室支庁が「公立小学校生徒授業料収額規則」を定める。 | |
| 4 | | 4 琉球藩を廃し、沖縄県と布告(琉球処分) |
| 6 | .. 根室支庁が鉱山学士を釧路に派遣し、石炭・硫黄を調査する。 | 4 東京招魂社を靖国神社と改称 |
| 7 | | 23 開拓使、郡区町村編成法により大小区画を廃し、90郡区・826町村を設定 |
| 8 | <p>4 焼失した釧路郡官立病院が公立に改められ、釧路国第一公立病院と改称して新築が決まる。(翌月着工、翌13年1月竣工)</p>  <p>院 病 立 公 路 釧</p> <p>【釧路国第一公立病院】 この年1月21日に焼失した官立釧路病院は、翌年釧路国第一公立病院として再建された。</p> | |
| 9 | <p>16 米町の仮教場を公立学校に移行し、日進学校が開校される。</p> <p>23 昆布森村に日進学校の分校が仮設される。</p> <p>.. 春採川・大楽毛川に長さ12間の板橋が架設される。</p> <p>.. コレラ予防のための検疫を実施するよう郡役所が布達する。</p> | 29 学制を廃し、教育令を制定 |
| 10 | 10 御得稲荷神社が、須貝利吉経営の漁場私祭神祠としてトンケシの地に奉祀される。 | |
| 11 | 5 根室警察署厚岸分署が、釧路国一円を管轄区域として、湾月町に設置される。 | 25 根室支庁、従前無税の牡蠣・海扇に課税 |
| 12 | | 6 函館大火、2,245戸焼失 |
| (この年) | | (この年) |
| | <p>.. 須田徳右衛門が幣舞町で酒の醸造と販売、納谷留蔵が真砂町で菓子の製造販売を、それぞれ始める。</p> <p>.. 函館在留英国商人ブラキストンが釧路で製材を始めるが失敗する。</p> <p>.. 釧路の貸座敷業の営業が9軒(芸妓11人・娼妓22人)を数える。</p> <p>.. この頃市街地の中心は現・法華寺門前より米町交番附近迄と言う。</p> | .. 全国的にコレラが流行(死者10万数千人) |


明治13年(1880)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|--|
| 1 | 26 根室支庁官下で、釧路国アイヌを除き、鹿猟が禁止される。 | |
| 2 | 20 昆布森の日進学校分校が独立して、昆布森学校となる。 | |
| 4 | ・ 官立釧路病院が米町波止場十字街に移転し、釧路国第一公立病院として新築され、開業する。 | 8 区町村会法制定 |
| 6 | 26 根室支庁が、大小区制を廃し、郡役所・戸長役場を開庁する旨布達する。(釧路国は厚岸郡役所の管轄) ・ 日進学校が佐野孫右衛門寄付の建物(現・武富私道の位置)に移転する。 | 16 札幌新聞創刊(45号で廃刊) |
| 7 | 15 厚岸外5郡(釧路・白糠・阿寒・足寄・川上・)役所が厚岸に置かれ、米町に釧路戸長役場が開庁する。(米町・釧路村・桂恋村を管轄) 元・佐野家支配人で呉服屋の樋口雄蔵が初代戸長となる。 ・ 厚岸郡長より、適正な売買を行なうため量目の換算を一定にするよう布達がなされる。 | |
| 9 | ・ 根室支庁が小学校則、変則小学教則を公布する。(日進学校は変則小学教則による) | |
| 10 | 20 令闡寺(大正2年、法華寺に改称)が寺号公称を許される。 ・ 佐野孫右衛門が硫黄搬出の為に着工した道路約27里余(雪裡よりアトサヌプリに至る)を開通させる。 | |
| 11 | | 5 官営工場払い下げ概則制定 28 手宮一札幌間鉄道が開通 |
| 12 | | ・ 厚岸で広業商会木挽機械場開業(明治16年、赤字経営で閉鎖) |
| (この年) | | (この年) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開拓使が地方土産物の自由売買を認める。これを機に、函館の海産仲買商の進出が見られる。 ・ 広業商会支配人の武富善吉が佐野孫右衛門の漁場一切を買収し、武富安太郎を代理人、福富甚吉を支配人として、事業の拡大を図る。(昆布場243ヶ場、鮭場29ヶ統、昆布2万8千余石、鮭4千石、鰯2千3百石と、生産高が飛躍する) <p style="text-align: center;">【武富善吉】 「かの佐野孫右衛門を釧路開発の創始者なりとすれば、君は佐野氏の事業を継承して更に之を大成したる者・・・釧路の開発の先覚者なり」(『釧路人物評傳』)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金銀正貨海外流出の為、正貨準備高が紙幣流通高の5.7%へ低下(明治5年約21%) |
| |  | |

明治14年(1881)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|----|--|--|
| 1 | | 26 東京神田より出火、焼失 11,000 戸 |
| 3 | 7 医師の巡回によるアイヌへの施療は無資力の者以外有料にする と、郡役所が布達する。 | ・ 紙幣整理(金貨1円を紙幣1円 93 銭、4月に 銀貨1円を紙幣1円 79 銭) |
| 4 | 18 公衆浴場の浴室・板の間に男女を区分する改作をすべしと、郡役 所が布達する。 | |
| 5 | 22 釧路村で火災が発生し、 12 戸が延焼する。 | 22 小樽大火、焼失 585 戸 |
| 6 | ・ 根室支庁が管内学校維持方策の確立に関する通達を出す。 | |
| 7 | 8 釧路国網走郡(美幌村外 5 村)が北見国網走郡に編入される。 16 聞名寺が寺号公称を許される。 22 根室支庁が戸数割税徴収規則を布達する。 | 30 天皇、東北・北海道巡幸に出発(~ 10.11) |
| 8 | 4 釧路郡米町に取締のため交番所が設けられ、巡查配置の請願が あり、根室支庁より開拓使長官に上申する。(請願巡查の始まり) 4 米町の湯屋より出火し、 9 戸が類焼する。 | |
| 10 | | 12 国会開設の勅諭発布 18 自由党結成(総理・板垣退助) |


明治15年(1882)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|---|--|--|
| 2 | | 8 開拓使廃止、函館・札幌・根室の 3 県設置 |
| 4 | 1 根室県庁が開庁する。郡役所・戸長役場は従前どおりとされる。 | 16 立憲改進黨結成(総理・大隈重信) |
| 6 | 22 北海道 3 県に対する昆布採取資本金 10 万円中 7 万円・漁業資本金 40 万円中 7 万円が、大蔵省から根室県に引継がれる。 | |
| 9 | ・ 米町・釧路村を割いて、米町の北東に隣接する真砂町ができる。 | |
| 10 | | 10 日本銀行開業 |
| 11 | 22 根室県が、釧路・国後に郡役所を設置するよう上申する。(却下) | 14 札幌一幌内間の鉄道全通 |
| 12 | 7 厚岸警察署釧路郡米町派出所が開設される。 | |
| (この年) | | (この年) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 張江豊治が真砂町で味噌、醤油の小売店を開業する。 ・ 中戸川平太郎が西幣舞で50町歩の土地払下げを受けて馬耕開墾し、小作人20戸ほどの中戸川農場を開く。(大正5年に閉鎖) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ大流行、国内死者33,784人 |
| <p>【中戸川平太郎農場】 『北海立志図録』より</p> | |  |



明治16年(1883)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|--|--|--|
| 1 | | 29 北海道事業管理局設置(3県1局制) |
| 2 | 19 厚岸警察署釧路郡米町派出所が同署釧路分署となる。 | |
| 3 | 13 旧土人教育資金1,000円が3県に下賜される。(根室県201円) | |
| 4 | 30 根室県が小学校則と小学教則を施行し、日進学校がこれに準拠する事となる。 | |
| 6 | <p>4 根室県が郡町村総代人選挙法と総代人心得を布達する。</p> <p>25 根室県が、赤壁次郎・酒井純明に命じて土族移住地の適地選定を行い、報告により入植地を阿寒川西岸と決める。</p> | <p>・ 3県で移住土族取扱規則制定</p> |
| <p>【かつて、あばれ川とよばれた「阿寒川」の流路変遷図】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>原阿寒川 (釧路川に合流～大正7年)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>切替阿寒川誕生 (大正7年、釧路川と分離)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>釧路運河掘削 (昭和10年代初)</p> </div> | | |
| 7 | | 2 『官報』第1号発刊 |
| 8 | 2 根室県下アイヌ救済の為、国庫より5,000円5カ年支給が決まる。 | |
| 11 | | 28 鹿鳴館の開館式と夜会開催 |
| (この年) | | (この年) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ救済下付金について、根室県管内旧土人救済方法を制定し、翌年より勸農事業を実施する。 ・ 釧路郡役所及び鳥取県土族移住用家屋105戸の建築事業が佐々木与兵衛らによって開始される。(明治18年まで) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府、新聞紙条例及び出版条例の改正で言論取締強化 |

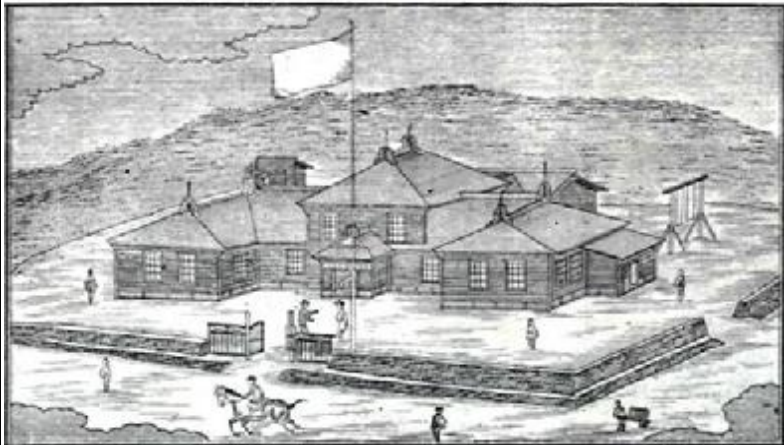
明治17年(1884)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|--|---|--|
| 1 | | 26 文部省、中学校通則制定 |
| 5 | 1 根室県が鳥取士族移住予定地を鳥取村と命名するように上申し、 5月29日に内務卿から認可される。 | 7 戸長公選制を廃し、府知事・県令が選任 26 兌換銀行券条例制定 |
| 6 | 9 鳥取県士族・第1次41戸207人が移住する。1戸につき農耕馬1頭 と農具・食料などが貸与される。 | 30 文部卿、3県にアイヌ教育資金各2千円下付 |
| |  <p>【鳥取県士族移住図(左)と開村時の鳥取村本籍簿(右)】</p> | |
| 7 | .. 釧路村西幣舞に正方形の区画測量が実施される。(1区画30間四方で、 58区画となる) | 7 華族令制定 |
| 9 | 16 米町戸長役場が廃止され、厚岸郡役所米町出張所が設置される。 (管轄は釧路郡の内米町・真砂町・釧路村・桂恋村の2町2村と白糠 ・川上・阿寒・足寄の4郡14村、鳥取村は根室県勸業派出所直轄) 25 渡辺活定が寺号公称願を出し、定光寺開山の基礎を作る。 | .. 鳥取県外からの士族、岩見沢へ入植開始 |
| 10 | 3 鳥取県令山田信道が鳥取県士族移住地を視察する。 7 米町出張所が釧路出張所と改称される。 25 札幌から根室に至る電信線架設工事が完了し、真砂町(現南大通 7丁目)に釧路郵便局電信分局の局舎が新設されて、一般公衆電 信の取り扱いが始められる。 | 29 自由党解党 |
| 11 | .. 大成寺が寺号公称を許可される。 | |
| 12 | 25 白糠・足寄両郡各村戸長役場が白糠村に設置され、尺別村が管 轄下に入る。 | 14 ソウルで甲申事変 17 大隈重信らが立憲改進黨を脱党 |
| (この年) | | (この年) |
| <ul style="list-style-type: none"> .. 武富善吉が雌阿寒山の硫黄試掘を許可される。 .. 米町、春採及び茂尻矢の一部で畑地が増加する。 .. 浦見町道路が開かれ、休み坂が開通する。 .. 和船手操漁法が導入される。(3枚はぎ漁船を使用) .. 日進学校が初めて独自の区分による授業料徴収を決める。 .. 永福法随(藤法隋)が根室県令へ教育に関する上申書を提出する。 | | <ul style="list-style-type: none"> .. 清仏開戦のため、清国向けの海産物(昆布)の価格が暴落 .. 群馬事件、秩父事件、加波山事件など各地で農民騒擾167件 |



明治18年(1885)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|--|
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路郵便局が3等局に昇格する。 | |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> 14 鳥取県士族・第2次64戸306人が移住する。 16 釧路外4郡役所(釧路・白糠・川上・阿寒・足寄郡を管轄)が釧路に設置される。(初代郡長は宮本千萬樹) | <ul style="list-style-type: none"> 5 屯田兵条例制定(屯田憲兵例則廃止) 9 日本銀行、最初の兌換銀行券発行 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 3 釧路茂尻矢のアイヌ・27戸138人が下雪裡に移住させられ、旧土人救済所が設置される。(阿寒郡初の行政出先機関) | |
| 8 | | <ul style="list-style-type: none"> 4 太政官大書記官金子堅太郎、北海道3県を視察(~10月2日) |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> 5 釧路郡役所庁舎が新築落成する。 29 日本郵船が函館―根室間の命令航路を引継ぎ、釧路寄港も指定されて、豊島回漕店が釧路での代理店となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 29 郵便汽船三菱と共同運輸が合併、日本郵船会社設立 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> 15 釧路集治監が川上郡熊牛村(標茶)に開庁する。 <p style="text-align: center;">【釧路集治監】</p> |  |
| 12 | | <ul style="list-style-type: none"> 22 太政官制を廃し、内閣制度確立 |
| (この年) | | (この年) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路郡役所吏員・大島徳右衛門が産土神として小祠(三吉神社の前身)を創立する。 <p style="text-align: center;">【三吉神社】</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 御得稲荷神社が、トンケン部落の守護神として現在の名称となる。 ・ アトサヌブリの硫黄採掘権と春鳥の石炭試掘権が、佐野孫右衛門より山田慎(名義は山田朔郎)に譲渡される。 ・ 三井銀行根室支店が釧路出張所を開設する。(明治26年閉鎖) ・ 鳥取と釧路の境界に跨る湿地帯が埋め立てられ、幅4間・長さ280間の道路が造られる。(北大通の前身) ・ 厚岸警察署釧路分署が独立して釧路警察署となり、別棟の剣道場で「尚武会」が組織される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝染病流行、赤痢の死者1万627人、腸チフスの死者6,483人、コレラの死者9,310人 |


明治19年(1886)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|---|
| 1 | | 26 3県1局を廃し、北海道庁設置の布告 |
| 2 | 5 定光寺が寺号公称を許される。 | |
| 3 | 1 根室県が廃止され、根室支庁が開庁する。 | 2 帝国大学令公布 |
| 4 | | 10 小学校令・中学校令・師範学校令公布 |
| 5 | | 6 農商務省、漁業組合準則公布 |
| 6 | | 25 北海道土地払下規則公布 |
| 7 | <p>3 日進学校が、米町139番地(現在の弥生2丁目11番)に新築される。</p> <p style="text-align: center;">釧 路 日 進 学 校</p>  <p style="text-align: center;">【釧路日進学校】 移転新築前の校舎は「丸太学校」と呼ばれ親しまれたが、絵図・写真は残っていない。</p> <p>・ 釧路郵便局が、為替貯金事務の取扱いを始める。</p> | 13 日本標準時制定 |
| 8 | | <p>8 山県有朋、井上馨外の政・官・財界人が道内長期視察(～9.4)</p> <p>・ 道庁、殖民地選定事業開始</p> |
| 10 | ・ 鳥取村の2ヶ所に公立簡易教育所ができる。(鳥取小学校と北斗小学校の前身) | |
| 12 | <p>28 根室支庁が廃止され、道庁と郡役所が直結となる。</p> <p>・ 武富善吉らが釧路共同牧畜会社を設立し、200万坪の庶路共同牧場を開設する。</p> | 28 道庁、郡区長が警察署長、戸長が分署長、郡区書記が警部補を兼任と布告 |
| (この年) | | (この年) |
| | <p>・ 宮本郡長が釧路川架橋を道庁へ提言する。(実現せず)</p> <p>・ 春に、鳥取県土族移住者が村民総会を開き、「移住者申合規約」を根室支庁へ提出する。</p> <p>・ 釧路電信分局は、分局長1名、通信信技手1名、駆使(配達人)2名、モールス機1座であると報告される。</p> <p>・ 越後から来た本間連治・与平の兄弟が、初めて川崎船での岡手繰によるタラ漁を行なう。</p> | ・ コレラ大流行、全国の死者10万8,405人・道内死者2,155人 |


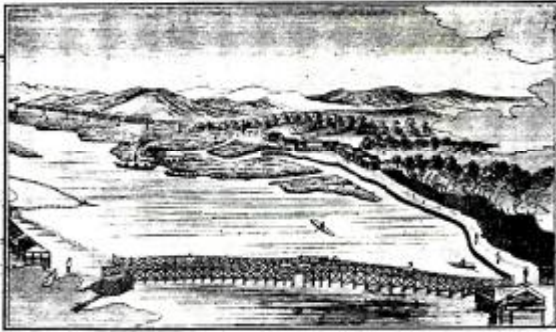

明治20年(1887)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|--|
| 1 | 8 釧路集治監が釧路監獄署と改称される。 | |
| 2 | <p>・ 安田善之助が春鳥炭山とアトサヌプリ硫黄鉱山を山田慎から譲り受ける。</p>  <p>【釧路村春鳥採炭場ノ景】</p> | |
| 3 | 31 尺別郵便局が廃止される。(白糠郵便局へ統合) | 31 北海道水産税則公布(減税・出航税廃止) |
| 4 | <p>7 日進学校が「小学校簡易科教則」による授業を始める。</p> <p>・ 日本銀行根室代理店釧路出張所が開設される。(三井銀行代行)</p> | 26 道庁、鉱山事務取扱手続を制定 |
| 5 | <p>8 函館より聖公会執事の寺田藤太郎が来釧し、初の聖洗式を行なう。</p> <p>13 鳥取村の公立第一簡易教育所の校舎が新築落成し、第一鳥取簡易小学校と改称される。</p> <p>15 同上第二同上が第二鳥取簡易小学校と改称される。(後の北斗小)</p> <p>20 釧路警察署に昆布森分署と白糠分署が置かれる。</p>  <p>【釧路警察署】 釧路警察署となる前は、厚岸警察署釧路分署であった。明治18年に独立し、この年5月18日付の道内各警察署巡査人員配置では12人(根室21人・厚岸10人)とされる。</p> <p>31 鳥取村戸長役場が設置される。(初代戸長は中谷虎雄)</p> <p>31 舌辛村に阿寒郡4ヶ村戸長役場を置くことが布告される。</p> | 20 博愛社、日本赤十字社と改称 |
| 6 | 23 釧路外4郡役所が、釧路外11郡役所となり、管轄区域が拡大して十勝国にまで及ぶ。 | ・ 道庁、英国人技師C・S・メークを招き、2カ年全道港湾調査実施 |
| 10 | <p>1 宮本郡長が米町・真砂町に丁数(1~3丁)を設け、釧路・幣舞・洲崎・山越・浦見・花生・城山の各町新設を上申する。</p> <p>・ 釧路監獄署と硫黄山囚徒外役所間に私設電話が開設される。</p> | |
| 11 | <p>25 標茶—硫黄山間の釧路鉄道が完成し、硫黄運搬が開始される。</p> <p>・ 釧路川に硫黄運搬のため、安田が蒸気船を就航させる。</p> <p>・ メークが釧路港修築設計図を道庁へ提出する。</p> | |
| 12 | ・ 武富善吉が雌阿寒硫黄の採掘を開始する。 | 25 保安条例公布、570人に退去命令 |
| (この年) | | (この年) |
| | <p>・ 愛北物産合資会社(本社名古屋)が、真砂町に店舗を設け、魚粕・肥料の売買、酒醸造、米穀商を営む。</p> <p>・ 音別(音別川河口東側)に中村守重が大規模な牧場を開設する。</p> | <p>・ 道庁、旧根室県下アイヌへの農業指導廃止</p> <p>・ 天然痘流行、死者9,967人(道内1,327人)</p> |

明治21年(1888)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 地元の漁業家や商人により釧路十勝共同汽船会社が設立される。 | 22 在札幌・小樽職工有志親睦会開催 (道内労働運動の初まり) |
| 3 | 19 道庁林務課設置に伴い、林務課釧路派出所が開設される。 | |
| 4 | 11 人馬車継立所を釧路、尺別など釧路国内では 9ヶ所 に設けると告示される。 | 11 道庁、人馬車継立営業規則を制定 25 市制・町村制公布(北海道への適用除外) |
| 5 | 16 舌辛村外 3ヶ村 戸長役場が下雪裡ピラカコタンに設置され、石井作五郎が戸長に就任する。 21 函館聖公会執事のジョン・バチェラーが来釧し、演説会を開く。 | 8 枢密院開院式、憲法草案など諮詢 |
| 6 | 30 広業商會が解散する。 | |
| 7 | 5 釧路村を割いて、洲崎・浦見・幣舞の 3町 が新設される。 14 新造船の釧路丸が函館から入港し、祝賀会が開かれる。 26 釧路十勝共同汽船の釧路丸が桂恋海岸で難破する。 | 29 甲申事変の金玉均、小笠原より札幌へ移送 |
| 9 | 2 監獄署と釧路郡役所間の専用電話が開通する。 <ul style="list-style-type: none"> 日進学校に簡易科(3ヶ年)卒業者の温習科(11ヶ月)が設けられる。 釧路一標茶間の道路が囚人労働により着工される。 | |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> 釧路十勝共同汽船が釧一函定期航路の函館丸を買収する。 函館の金森汽船が釧一函定期航路の恵山丸を買収する。 春鳥炭山で大安坑が開かれる。(明治42年廃坑) | 14 道庁新庁舎(赤レンガ)が落成 |
| (この年) | | (この年) |
| | <ul style="list-style-type: none"> 佐々木与兵衛と武富善吉により大川町道路が開削される。 酒井純明が21万坪の土地貸付けを受けて、春鳥農園を開設する。 釧路聖公會が創立され、信者の献金により教会堂を落成する。  <p>【釧路聖公會の第2代礼拝堂(明治37年9月建立)】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 千歳鮭鱒人工孵化場、開設 |

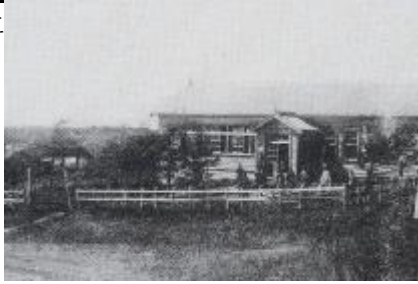


明治22年(1889)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|--|---|
| 1 | 29 川上郡役所が独立する。(熊牛村の監獄署内に併置) | 22 徴兵令改正公布 (国民皆兵の徹底) |
| 2 | | 11 大日本帝国憲法発布(翌年11.29施行) |
| 4 | <p>13 令聞寺(後の法華寺)が米町の現在地に移転する。</p> <p>・ 釧路で最初の中等教育機関である「釧路英和女学校」が、釧路聖公会により米町(現弥生町)に開校する。(校長:ルーシー・ペイン)</p> <p>【日本聖公会釧路英和女学校】</p>  <p>・ 浄土真宗本願寺派教務所(後の本行寺)が創建される。</p> | |
| 5 | <p>9 道庁がタンチョウの狩猟を禁止する。(違反者に罰則適用)</p> <p>21 釧路川左岸7,000坪の埋め立て工事が始められる。</p> | ・ 日本昆布会社設立 |
| 6 | ・ 春鳥炭山で、大成坑が開かれる。(大正元年まで採炭を行なう) | |
| 7 | ・ 釧路郵便局が2等局に昇格し、電信分局が独立して釧路2等電信局となる。 | <p>1 東海道線(新橋一神戸間)全通</p> <p>31 小樽港、特別輸出港に指定</p> |
| 8 | 1 釧路郡役所内に釧路測候所が設置される。(11月、標茶に移転) | |
| 9 | <p>21 日進学校が尋常科4ヵ年制となる。</p> <p>22 愛北物産合資会社により、釧路川に初めて橋が架設され、愛北橋と呼ばれる。(総工費2,500円、巾2間、長さ120間)</p> <p>圖之橋北愛</p>  <p>【愛北橋】明治31年に落橋した。</p>  <p>【当時の渡し舟の想像図】</p> | ・ 根室で『北友』創刊 |
| 10 | ・ 田中彪が舌辛村オシヨナイに石炭鉱区設定を許可される。 | 13 富山県魚津で米騒動(以後各地で頻発) |
| 11 | <p>・ 釧路測候所が熊牛村(標茶)に移転し、釧路二等測候所となる。</p> <p>・ 釧路一標茶間の道路が囚人労働により開通する。</p> | 18 北海道炭砒鉄道会社設立 |
| 12 | | ・ 函館区上水道工事が完成 |
| (この年) | | (この年) |
| | <p>・ 大楽毛橋が架設される。(大正9年8月の洪水で流される)</p> <p>・ 大楽毛に大内牧場(馬の放牧)が開設される。</p> <p>・ 鳥取村の30才以下の男子50余名が矯士会を組織する。</p> | <p>・ 殖民地地区画測設作業開始</p> <p>・ 道庁、全道の地質調査・産鉱地調査実施(24年『北海道鉱床調査報文』)</p> |

明治23年(1890)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|---|---|--|
| 2 | <p>15 鳥取村移住士族が「報恩会」を結成する。</p>   <p>【左:報恩会旗 =池田家紋に 鳥取町章。 右:報恩祠堂】</p> | <p>11 金鵒勲章制度創設</p> |
| 4 | <p>日進学校で教育幻灯会が初めて催される。</p> | <p>上磯に北海道セメント会社設立</p> |
| 6 | | <p>屯田兵440戸、厚岸郡太田村に入植</p> |
| 7 | <p>釧路監獄署が釧路集治監の名称に復する。</p> <p>鳥取村民が官給品返済の義務を免ぜられ(3月)、勸業資金貸付金で鳥取牧畜会社を設立し、牛の放牧を行なう。</p> | <p>1 第1回総選挙、大同55・改進黨46・愛国35・保守22・九州21・自由17等計300</p> <p>根室の『北友』、『根室新聞』と改題</p> |
| 9 | <p>4 日進学校に高等科4ヶ年課程が付設される。</p> <p>私設釧路消防組が組織され、洲崎町に器具配置場が設置される。</p> | <p>御料局、網走御料地内白楊樹(マツチ軸木原木材料)を毎年3万本・10ヶ年払い下げ、山田慎へ特売許可</p> |
| 10 | | <p>30 教育勅語発布</p> |
| 11 | <p>1 釧路区裁判所が設置される。</p>  <p>【釧路区裁判所庁舎】 新築された“裁きの庭” (M42.2.5.落成式)</p> <p>硫黄山―網走間の囚人労働による道路開削が竣工し、釧路―網走間が全通する。</p> | |
| 12 | <p>27 釧路港が特別輸出港に指定される。</p> <p>29 釧路―標茶―網走間の電信回線が完成し、3局が接続される。</p> <p>阿寒川第1分水工事(オンネビラ～オタノシケ川)が始まる。</p> | |
| (この年) | | (この年) |
| <p>北海道製紙会社(後の前田製紙)が、川上郡の御料林及び国有林の30年間立木払い下げ特売契約を道庁と結ぶ。</p> <p>釧路電信局が電信技術伝修生の養成を始める。</p> <p>私設安田馬車軌道が、沼尻―港頭(知人)間に敷設される。</p> <p>石井・山崎共同牧場がベトマイに開設される。</p> <p>別保に山県勇三郎の山県牧場が開設される。</p> | | <p>道内国有林の内、200万町歩を皇室財産の御料林に編入</p> <p>道庁、国有林の立木払い下げを主とした特売制度実施</p> <p>コレラ流行、国内死者35,227人</p> |

明治24年(1891)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|---|
| 1 | <p>12 釧路聖公会が現春採中込りに「春採土人学校」を開校する。 (主任教師ルーシー・ペイン)</p> <p>【春採土人学校】 翌々年、私立春採尋常小学校として認可されたが、そのまま通称された。</p>  | 24 釧路港に特別輸出港規則施行の勅令公布 |
| 2 | <p>10 巖島神社が真砂町から米町に移転・造営される。</p> <p>【当時の巖島神社の鳥居と社殿】</p>  | 6 根室有志、道会開設請願の委員選挙 (この他、道内各地から請願多数) |
| 3 | 28 厚岸・川上両郡役所を釧路郡役所へ統合する。(釧路郡外12郡役所となる) | 7 北海道教育会発足 12 自由党発足(総理に板垣退助) |
| 4 | 23 出雲大社の分霊を勧請して、鳥取神社が創祀される。 | |
| 5 | 18 巖島神社が郷社に列せられる。 20 鳥取牧畜会社により共有鳥取牧場が開設される。 | 11 大津事件(露皇太子刺傷)発生 |
| 7 | 1 釧路港が特別輸出港となり、函館税関釧路出張所が置かれる。 13 永久保秀二郎が春採土人学校教師として赴任する。 27 釧路集治監が北海道集治監釧路分監と改称される。 | 27 道庁官制改正、行政官と警察官を分離 |
| 9 | <p>1 明治22年着工された釧路埼灯台が完成し、初点される。</p>  <p>【釧路埼灯台】 木造八角形で黒白横縞の6等級灯台。</p> <p>.. 宮本郡長が退任し、推原国太郎が釧路郡長に就任する。</p> | 1 東京―青森間の鉄道が全通 |
| 10 | .. オンネビラ(後の山花・美濃)に愛知県等移住者団体が入植する。 | 28 濃尾大地震(M8.0)、死者7,273人 |
| 11 | <p>1 釧路ハリストス正教会が開教する。</p> <p>.. 安田善次郎外の6名が株主となり、私設鉄道条例に基づいて硫黄山鉄道を普通鉄道とすべく釧路鉄道会社設立を出願する。</p> | 7 北海道電燈、大通西3丁目で営業開始 17 文部省、奉安庫・奉安殿の設置を訓令 |
| (この年) | | (この年) |
| | <p>.. 釧路十勝共同汽船会社が解散する。</p> <p>.. 米町に芝居小屋「成田座」ができる。(後に宝来座、その後大黒座)</p> <p>.. 巡査駐在所が雪裡に設置される。</p> | .. 新渡戸稲造、米国製スケートを持ち帰り、札幌農学校学生らにスケートを奨励 |

明治25年(1892)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|---|
| 2 | ・ 釧路―網走間の電信回線が紋別まで延長される。 | 15 第2回総選挙、自由94・改進黨38 |
| 4 | 3 金森商船会社の雷電丸が釧路港外で流氷と衝突して沈没する。 (翌月、犠牲者40名の慰霊碑が聞名寺境内に建立される) | |
| 6 | ・ 貫誠社団(香川県農業移民)が塘路湖畔に入植する。(砂糖黍の栽培を試みるが失敗に終わり、12月までに一同離散) | 1 札幌鉱山監督署開庁 21 鉄道施設法公布 |
| 9 | 8 釧路鉄道会社により標茶―跡佐登間の普通鉄道営業が始まる。 | |
| 12 | 25 釧路―稚内間の電信回線が完成し、6局が接続する。 | |
| (この年) | | (この年) |
| | ・ 西端寺の元となる説教所が、現在の米町にできる。 ・ 幌呂―ピリカネツプ―雌阿寒岳間の道路工事が着手される。 | ・ 道庁、4ヶ年計画の地質調査事業開始 ・ 天然痘流行、死者8,409人(道内1,599人) |

明治26年(1893)

| 月 | 釧路市史関係事項 | 関係する日本及び北海道の事項 |
|-------|---|---|
| 1 | ・ 二瓶正惟が釧路郡長に就任する。 | |
| 3 | | 25 北垣長官、「北海道開拓意見書」を提出 |
| 4 | ・ 三井銀行の公金取扱代行を廃し、日本銀行根室出張所の釧路派出所が設けられる。 (明治31年12月廃止) 【『北海道実業人名録』(明治27年)】 従来、昭和27年の日銀釧路支店開設までは、釧路への日銀直接進出はなかったとされていた。 |  |
| 5 | | 22 戦時大本営条例公布 |
| 6 | ・ 雌阿寒硫黄の採掘を細川時太郎が再開する。(明治30年休山) | |
| 8 | | 12 文部省、学校行事用の「君が代」など公示 |
| 10 | ・ 阿寒湖にヒメマス採卵場が設置される。 | |
| 12 | 23 茂尻矢一阿寒太間に釧路橋が架設される。 ・ 鳥取村の原次郎らが初めてユツパナイ(後の桜田)に入植する。 ・ 春採土人学校が道庁認可の私立春採尋常小学校となる。 | |
| (この年) | | (この年) |
| | ・ 釧路郵便局で小包郵便の取扱いが始まる ・ 仙鳳趾村ベツシャクベツで炭山が開坑される。 ・ 別保炭山が試掘される。(明治29年、山県炭砒となる) ・ 日進学校が灯台下の付属運動場で運動会を開催する。 ・ 木村藤太が写真屋を開業する。 | ・ 道庁、鉄道予定幹線図作成 ・ 赤痢全国で流行、死者41,284人 ・ 天然痘流行、死者11,852人(道内954人) |